

件名	「平成18年3月24日に行われた私の口頭意見陳述における記録。」の一部開示決定の件【諮問第19号】		
開示請求年月日	平成18年4月18日	実施機関の決定年月日	平成18年4月24日
実施機関(担当課)	山梨県知事(私学文書課)	決定内容	一部開示決定
不開示部分		不開示理由	
発言した委員の姓		条例第16条第3号及び同条第6号該当	
異議申立人が会場に入室するまでの会議の内容		条例第16条第6号該当	
異議申立人が会場から退室した後の会議の内容			
異議申立て年月日	平成18年6月20日	諮問年月日	平成18年6月29日
答申年月日	平成19年2月16日	摘要	
事案の概要	<p>異議申立人は、実施機関に対し、「平成18年3月24日に行われた私の口頭意見陳述における記録。」の開示請求(山梨県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第14条第1項)を行った。(H18.4.18)</p> <p>実施機関は、開示請求に係る個人情報として、「第6回個人情報保護審議会議事録」(日時:平成18年3月24日(金)午後1時30分~3時15分、場所:県民情報プラザ2階会議室(甲府市丸の内一丁目8-5))に記録されている情報を特定し、その一部を開示する決定(条例第20条第1項)をした。(H18.4.24)</p> <p>異議申立人は、当該一部開示決定を不服とし、実施機関に対し異議申立て(行政不服審査法第6条)を行った。(H18.6.20)</p> <p>実施機関は、山梨県個人情報保護審議会あて諮問した。(H18.6.29)</p>		
争点	<p>1 不開示部分の情報は、条例第16条第3号ただし書八に掲げる情報に該当するののか。</p> <p>2 不開示部分から不開示部分までの情報は、条例第16条第6号の「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ...があるもの」に該当するののか。</p>		
審議会の結論等	<p>1 審議会の結論 山梨県知事が平成18年4月24日付けで異議申立人に対して行った一部開示決定処分については、妥当である。</p> <p>2 審議会の判断 (1) 第6回個人情報保護審議会議事録について 開示請求に係る保有個人情報が記録されている第6回個人情報保護審議会議事録は、異議申立人提起に係る不服申立て事案を審議した平成17年度第6回山梨県個人情報保護審議会の会議の状況について、日時、場所、出席者、会議次第及び議事の概要を要点筆記により記録したものである。(議事の概要には、異議申立人が口頭意見陳述をしたときの状況を示す情報が含まれている。)</p> <p>(2) 条例第16条第3号ただし書八の該当性について(争点1) 不開示部分の情報は、条例第16条第3号ただし書八に掲げる情報に該当しない。 【理由】 不開示部分の情報は委員の姓に関する情報であり、公務員等の姓は、条例第16条</p>		

第3号ただし書八が除外事由とする「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に含まれない。

(3) 条例第16条第6号の該当性について（争点2）

不開示部分 から不開示部分 までの情報は、条例第16条第6号の「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ...があるもの」に該当するというべきである。

【理由】

個人情報保護審議会は、条例第43条の規定による諮問に応じて行うこととなる不服申立て事案の処理について、準司法機関としての機能を果たすことが期待されている知事の附属機関である。そして、各委員の適正かつ公平・中立的な任務の遂行は、個人情報保護審議会がそのような機能を果たす上で必須の前提であり、そのような任務遂行を実現するためには、審議の過程における各委員への他からの干渉を排除し、自由かつ率直な意見交換を可能ならしめることが必要不可欠である。

しかるに、個人情報保護審議会の審議の具体的内容が不服申立て事案の当事者たる異議申立人に開示されることが予定されているような場合、委員が、外部の利害関係者から自分に対して何らかの働きかけが行われたり、自分個人の責任が問われたりするなどの事態が発生することを恐れたり、審議の過程における自己の意見表明が、その開示により外部の利害関係者に何らかの影響を与えることを危惧したりすることも生じ得るのであり、また、開示が予定されていることによるかかる心理的影響から自由、活発な意見の交換が阻害され、実際に、外部の利害関係者からの働きかけ、責任追及により、自由かつ活発な意見の交換が阻害されるなどし、その結果、委員の公平・中立性、判断の適正性自体が損なわれる事態が生じ得ることは否定できない。

このことから、開示しても当該又は将来の同種の審議等に著しい支障を生じないと認められる特段の事情がない限り、審議の具体的内容に係る情報については、前述のようなおそれがあることをもって、条例第16条第6号の「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ...があるもの」に該当するというのが相当である。

してみると、不開示部分 から不開示部分 までの情報は、個人情報保護審議会の会議に出席した委員の発言回数と、出席した委員のうちの誰がどのような発言をしたのかを示すものであるから、個人情報保護審議会の審議の具体的内容に係る情報であり、同審議会の中立・公平性、判断の適正性と直接つながるものといえることができる。そして、本件の場合、かかる情報を開示しても当該又は将来の同種の審議等に著しい支障を生じないと認められる特段の事情があると認めることはできない。